

高知県緊急間伐推進計画

(平成25年度～平成29年度)

1. 趣 旨

県民の生活全般に関わる森林の多面的な機能を持続的に発揮させるため、平成15年度から平成24年度までの10年間で15万ヘクタールの間伐を実施する緊急間伐推進計画を策定し、計画的な森林の整備を推進してきた。

この間、1期目の5年間は保育間伐を中心に7万3千ヘクタールを、2期目の5年間は利用間伐の拡大が図られたものの、1期目よりも境界や森林所有者が不明な森林、また施業同意を得るのに時間を要するなど条件の不利な森林が整備対象となったこと等から4万7千ヘクタールの間伐の実施となり、10年間で約12万ヘクタール、その達成率は80%となった。

今回も、2期計画と同様に、地球温暖化の防止など森林の持つ多面的な機能を発揮し、さらに成熟した森林資源のダイナミックな活用を図るため、大型製材工場への原木の安定供給に向けた取り組みや、木質バイオマスエネルギーのための、未利用間伐材の利用を促進するなど引き続き、間伐の推進を総合的・計画的かつ緊急に実施することとし、高知県緊急間伐推進条例第9条に基づき、高知県緊急間伐推進計画（第3期）を定める。

2. 目 標

(1) 整備方針

市町村森林整備計画に規定する森林の機能別区分に沿って、公益的機能別施業森林（木材等生産機能との重複を除く）については、保育間伐主体の施業や針広混交林化等による公益的機能をより重視した森づくりを行うこととし、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、環境にも配慮しつつ持続可能な林業経営が行える森づくりを行うこととし、木材生産を念頭においた間伐を行うこととする。

(2) 間伐目標

森林資源構成及び過去の間伐実績並びに産業振興計画に定める目標面積等から、本計画の期間内（平成25～29年度）に3万9千ヘクタール（保育間伐2万ヘクタール、利用間伐1万9千ヘクタール）の間伐を実施する。

3. 間伐推進に係る取り組み方策

(1) 間伐推進体制の強化

ア 間伐推進のため、有識者等で組織する「間伐推進会議」を設置し、県、市町村、森林組合等の林業関係機関は共に連携し、間伐の確実な実行を

進めるため体制の強化を図る。

イ 林業振興・環境部内はもとより、庁内関係各課及び森林技術センターは常に連携を図り、間伐推進に関わる諸問題の解決に協力して対応する。

(2) 計画的かつ効果的な間伐の推進

ア 森林吸収源対策として、国際的に合意されたルールによる森林吸収量の目標達成に向け、森林施業の集約化、路網の整備、間伐等を推進する。

イ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（以下「間伐等促進法」という。）及び県の特定間伐等の実施の促進に関する基本方針に基づき策定された、市町村の特定間伐等促進計画の円滑な実施が促進されるよう、市町村及び関係者と連携を図りながら、間伐の推進に努める。

(3) 人材の育成及び確保

ア 人材の育成及び確保を図るため、関係機関が行う新規就労者の募集及び研修を支援する。

イ 間伐講習会等を実施し、間伐の技術や安全対策の普及に努める。

(4) 利用間伐の促進

ア 木材需要の増加に伴う原木の安定供給を図るため、団地化や森の工場づくりを推進し、路網整備、高性能林業機械の導入による利用間伐の促進に努める。

イ 間伐材の利用にあたっては、木の文化県構想の基本理念である、「人と木の共生」を培うため、「木を育てる」「木に親しむ」「木を活かす」の三つの視点から県民運動を進め、間伐材利用に対する理解を促すとともに利用の促進に努める。

ウ 公共建築施設等の木造化の推進、公共土木工事への積極的な木材利用の推進を図る「県産材利用推進本部」と連携するとともに、市町村等地域推進員で構成する「県産材利用地域推進会議」と連携し、新工法等の開発による公共事業等への積極的な利用、公共施設の木質化など、間伐材の利用促進を図る。

エ 地球温暖化防止を図るため、エネルギー源としての木質バイオマスの利用を促進し、これまで未利用の間伐材を積極的に活用することとして、再生可能な資源を利用する循環型社会への転換を図るよう努める。

(5) 普及啓発活動

ア 森林所有者に対し、間伐実施に必要な情報提供を行い、間伐意欲を喚

- 起し、効率的な作業の実施へ向けて、間伐の共同実施（団地化）を促す。
- イ 県民に対し、県、市町村等の広報誌やマスコミの活用、また、パンフレットの配布などを通して、森林整備への理解や支援を呼びかけるため、普及活動を実施する。
 - ウ 林道等の周辺など展示効果の高い森林では、より積極的に間伐を実施し、PR効果の発揮を促す。

（6）県民参加への取り組み

- ア 環境貢献・社会貢献に積極的な企業や市民団体、ボランティア組織等との協働による間伐を推進する。
- イ 森林に関する様々な情報を提供するとともに、県民が直接参加できる機会を提供し、体験を通して間伐及び間伐材利用への理解の促進を図る。

（7）関係者への要請事項

- ア 市町村は、間伐の推進に向け、地域における支援組織の立ち上げや国・県の補助事業等の積極的な活用、並びに市町村独自の事業展開に努めること。また、間伐促進法に基づく特定間伐等促進計画を策定し、市町村内の間伐の推進を主導すること。
- イ 森林所有者は、常に所有森林の現況を把握し、その健全化に努めること。
- ウ 森林組合は、間伐の実施に係る森林所有者の合意形成、間伐作業地の集団化、路網の整備等、間伐を円滑に実施するために必要な条件整備に努めるとともに、主体的に間伐の実施に取り組むこと。

（8）高知県間伐推進表彰

間伐を推進するため積極的な取り組みや、間伐技術の開発・普及及び間伐材等の有効利用に関する技術開発・普及について、その創意ある活動等、功績の顕著な者に対して表彰を行う。

（9）その他必要事項

- ア 森林認証制度の導入による、持続可能な森林経営の普及定着を図り、環境に配慮した森づくりや、認証された森林から生産された間伐材等の流通を促進する。
- イ 安全衛生推進のための会議やその他安全教育の場を活用し、安全な間伐作業の推進に努める。

◎高知県緊急間伐推進計画(第3期) 計画期間:平成25年度～平成29年度

単位:ha

内 訳	H25	H26	H27	H28	H29	計
保育間伐	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
利用間伐	3,300	3,700	4,000	4,000	4,000	19,000
計	7,300	7,700	8,000	8,000	8,000	39,000